

主権者教育の推進②

～指導上の政治的中立の確保等の留意点～

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教科調査官

国立教育政策研究所

教育課程研究センター研究開発部

教育課程調査官

磯山 恭子



独立行政法人教職員支援機構

- 1 学校における政治的中立性の確保
- 2 学校における指導に関する留意点

学校における政治的中立性の確保

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（政治教育）

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

学校における指導に関する留意点

問

政治的教養を育むために、政治的に対立する見解がある現実の課題（現実の具体的な政治的事象）を授業中指導する際に、どのような点に留意すればよいでしょうか。

- 一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が大切であることを理解させること。
- 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。
- その際、教員は中立かつ公正な立場で指導することが必要であること。また、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や偏った取扱いとならないよう指導することが必要であること。なお、補助教材を活用する際には、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成 27 年 3 月 4 日文科科学省通知）にも留意すること。

学校における指導に関する留意点

問

政治的に対立する見解がある現実の課題の中には、現に国会等で法律案等が審議されているような課題がありますが、そのような課題を指導で取り上げる際に留意すべき点は何でしょうか。

学校の政治的中立性を保ちつつ、生徒が個人として多様な見方や考え方の中で自分の考えを深めるとともに、学級内で冷静で理性的な議論が行われるよう留意することが求められる。

具体的には、一つの主張に誘導することを避け、生徒の議論がより深まり、議論の争点についてその背景や多様な意見が見出せるよう、国会等において議論となっている主要な論点について、対立する見解を複数の新聞や国会等における議事録等を用いて紹介することなどにより、偏った取扱いとならないように留意するとともに、新たに生じた重要な論点についても取り扱うことが求められる。

学校における指導に関する留意点

問

授業中、個別の課題に関して教員が特定の見解を取り上げることは良いのでしょうか。また、特定の見解を自分の考えとして述べてもよいのでしょうか。

教員の個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で指導するよう留意することが必要。具体的には、

- ・ 教員が一つの見解を提示する場合には、その見解を提示することが教員の個人的な好き嫌いなどに基づいたものであると誤解が生じないようにする
- ・ 教員が提示した見解が、多様な見方や考え方の一つであることを生徒に理解させる
- ・ 見解が特定の見方や偏った取扱いとならないようにする
- ・ 見解を押しつけることとならないようにする

特に、教員が特定の見解を自分の考えとして述べることについては、教員の認識が生徒に大きな影響を与える立場にあることから避ける。

さらに、生徒から教員の主義主張を尋ねるような質問がある場合には、慎重に対応する。

学校における指導に関する留意点

問

政治的教養を育む教育を実施する場合には、特定の政党に所属している首長や国会議員、地方議会議員、政党関係者などを学校に招くことはどのように考えればよいでしょうか。

現実の立法等に携わっている政治家等の協力を得ることは、**生徒が現実の政治について具体的なイメージを育むこと**につながるものであり、必要に応じて校長を中心に**学校として計画的に取り組む**ことが考えられる。

生徒に対しては、**多様な見方や考え方があることを理解**させるよう、必要に応じて事前や事後の指導において配慮することが必要。

政治家等から具体的な**投票行動や支持の呼びかけが行われないよう**配慮することが必要。

特定の政治家等の協力を得る場合には、事前に学習活動の趣旨や留意事項について**保護者に周知するよう**配慮することも必要。

議員等を招く場合には、学校の政治的中立性を確保するために、**議会事務局等と連携し、複数の会派**を招くことも含め、生徒が様々な意見に触れることができるようにするといった工夫を行うことが期待される。

学校における指導に関する留意点

問

政治的に対立する見解がある現実の課題を指導するに当たって、新聞記事等を活用する場合、どのような点に留意したらよいでしょうか。

授業のねらいに照らして適切に取り扱うことが求められるが、政治的に対立する見解がある現実の課題については、現実の利害の関連等もあって国民の中に様々な見解があり、取り上げる事象について異なる見解を持つ新聞が見られる場合には、異なる見解を持つ複数紙を使用することが望まれる。

また、特定の課題について一紙のみが取り上げている場合等には、他の資料を活用するなど教員が適切に他の見解を説明することにより、取り上げた新聞も多様な見解の一つであることを生徒に理解させることも必要。

なお、教員が生徒に対して特定の政党に関する新聞記事のみを生徒に配布したり、特定の政党のみ目立たせて配布した場合、公職選挙法に違反するおそれがある。

学校における指導に関する留意点

問

実際の選挙に合わせて模擬選挙を行う際には、実在する全ての政党を取り扱う必要があるのでしょうか。

実際の選挙に合わせて模擬選挙を実施し、満 18 歳以上の生徒が参加する場合には、学校が一部の政党や候補者を除外して実施することは、有権者である生徒の投票行動に影響を及ぼすことになることから適当ではない。

政治や選挙等に関する副教材活用のための指導資料

指導上の政治的中立の確保等に関する留意点

- ・ 教育基本法等関連部分抜粋及び解説
 - ・ 公職選挙法関連部分抜粋及び解説
 - ・ 学校における指導に関するQ&A
 - ・ 学校における補助教材の適正な取扱い
- (平成27年3月4日付26文科初第1257号)

